

議案第 9 7 号

岬町下水道条例の一部改正について

岬町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日 提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

本条例の文言整理を行う必要があるため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町下水道条例の一部を改正する条例（案）

岬町下水道条例（平成 5 年岬町条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「南大阪湾岸南部処理場で処理」を「その処理施設（流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。以下同じ。）で処理」に、「、南大阪湾岸南部処理場」を「、その処理施設」に改める。

第 1 6 条第 1 項第 8 号中「大阪府公害防止条例（昭和 4 6 年大阪府条例第 1 号）」を「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）」に、「南大阪湾岸南部処理場」を「当該公共下水道が接続する流域下水道」に改め、同条第 2 項中「南大阪湾岸南部処理場」を「その処理施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岬町下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町下水道条例（平成5年岬町条例第25号）

新	旧
第1条～第14条（略） （特定事業場からの汚水の排除の制限） 第15条（略） 2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から公共下水道に排除される汚水に係る前項第1号から第3号までに掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量が<u>その処理施設（流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。以下同じ。）</u>で処理される汚水量の4分の1以上であると認められるとき、<u>その処理施設</u>に達するまでに他の汚水により十分に希釈されないと認められるときその他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を適用する。 (1)～(3)（略） 3（略） （除害施設の設置） 第16条（略） (1)～(7)（略） (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、<u>大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）</u>により、<u>当該公共下水道が接続する流域下水道</u>からの放流水について排水基準が定められているもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値 2 製造業又はガス供給業の特定事業場から公共下水道に排除される汚水に係る前項第2号から第5号までに掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量が<u>その処理施設</u>で処	第1条～第14条（略） （特定事業場からの汚水の排除の制限） 第15条（略） 2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から公共下水道に排除される汚水に係る前項第1号から第3号までに掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量が<u>南大阪湾岸南部処理場で処理される汚水量の4分の1以上であると認められるとき、南大阪湾岸南部処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されないと認められるときその他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を適用する。</u> (1)～(3)（略） 3（略） （除害施設の設置） 第16条（略） (1)～(7)（略） (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、<u>大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）</u>により、<u>南大阪湾岸南部処理場からの放流水について排水基準が定められているもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）</u>当該排水基準に係る数値 2 製造業又はガス供給業の特定事業場から公共下水道に排除される汚水に係る前項第2号から第5号までに掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量が<u>南大阪湾岸南部処</u>

理される汚水量の 4 分の 1 以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を適用する。

(1)～(4) (略)

以下 (略)

理場で処理される汚水量の 4 分の 1 以上であると認められるとき、南大阪湾岸南部処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を適用する。

(1)～(4) (略)

以下 (略)